非常変災時の措置について(令和5年8月25日改定)

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。 (<u>9時05分に集団登校で集合場所を出発</u>。学校給食はありますので、下校は平常通りです。) いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 午前 10 時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。 (10時10分集団登校で集合場所を出発。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。) いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、<mark>原則として学校待機とし、引き渡し下校とします。</mark> なお、引き渡し開始時刻等は、ミルメール等でお知らせします。

5 <u>枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合</u> 気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、枚方市教育委員会の指示 を学校からお知らせします。

6 留守家庭児童会室

午前 11 時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後 1 時 15 分より (※午前 9 時から午前 10 時の間に解除されたときは午後 0 時 15 分から) 開室します。(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)

7 枚方子どもいきいき広場

いきいき広場も学校の対応に準じます。